

令和 2 年 9 月 1 日
清掃・リサイクル部
管 理 課

世田谷区清掃・リサイクル条例の一部を改正する条例

1 主旨

地方税法の改正に伴い、廃棄物処理手数料及び動物死体処理手数料に係る延滞金の割合の特例に関する規定を改める。

このため、令和 2 年第三回区議会定例会に「世田谷区清掃・リサイクル条例の一部を改正する条例」を提案する。

2 改正内容

別紙「新旧対照表」のとおり。

3 今後のスケジュール

令和 2 年 9 月	令和 2 年第三回区議会定例会（条例改正案の提案）
令和 3 年 1 月 1 日	改正条例施行

世田谷区清掃・リサイクル条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○世田谷区清掃・リサイクル条例 平成11年12月10日条例第52号 (延滞金の額及び徴収方法)</p> <p>第60条 前条の規定による督促をした場合においては、当該手数料の金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、その金額（1,000円未満の端数があるとき、又は2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全部を切り捨てる。）に年14.6パーセント（督促状に指定する期限までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して徴収する。</p> <p>2 延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。 (延滞金の割合の特例)</p> <p>第7条 当分の間、第60条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。この場合における延滞金の額の計算において、その計算の過程における</p>	<p>○世田谷区清掃・リサイクル条例 平成11年12月10日条例第52号 (延滞金の額及び徴収方法)</p> <p>第60条 前条の規定による督促をした場合においては、当該手数料の金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、その金額（1,000円未満の端数があるとき、又は2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全部を切り捨てる。）に年14.6パーセント（督促状に指定する期限までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して徴収する。</p> <p>2 延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。 (延滞金の割合の特例)</p> <p>第7条 当分の間、第60条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。この場合における延滞</p>

別紙

改正後	改正前
<p>金額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。</p> <p>省略</p> <p><u>附 則</u> <u>(施行期日)</u></p> <p><u>1 この条例は、令和3年1月1日（以下「施行日」という。）から施行する。</u></p> <p><u>(経過措置)</u></p> <p><u>2 この条例による改正後の世田谷区清掃・リサイクル条例の規定は、施行日以後の期間に対応する延滞金について適用し、施行日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。</u></p>	<p>金の額の計算において、その計算の過程における金額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。</p>